

2019年1月10日

1
No. 154



明けましておめでとうございます。
本年もどうぞ宜しくお願い致します。

資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

今月の Q&A

2019年度税制改正大綱が発表されました。
影響の大きい項目はありますか。

住宅ローン控除の税制改正案が公表されたようですがその内容を教えてください。



確定申告到来！ご相談はお早めに！

確定申告・相続・遺言・生前贈与 等
無料個別相談会のご案内

随時
受付

事前予約制

京都税理士法人財産管理部では、この度「無料個別相談会」を開催いたします。
身近な税金（確定申告、相続、遺言、生前贈与、不動産賃貸経営、その他税金に関するご相談）について是非この機会にお気軽にご相談下さい。

日時

9:00-17:00 (土日祝除く)

- ※事前予約制です。
- ※担当者がお客様のご都合に合わせて日程調整させていただきます。
- ※相談時間は概ね30分～1時間以内をお願いしております。

特記事項

- ※ご相談は初回に限り無料です。
- ※効率よく相談を受けていただく為、相談内容に関する資料などがございましたらご持参下さい。

<お申し込み・お問合せ先>

京都税理士法人 京都本社 財産管理部
075-693-6363
<お電話受付時間> 9:00-17:00
(土日祝除く)

場所

京都税理士法人 京都本社

京都市南区吉祥院九条町30番地1 江後経営ビル



【アクセス】

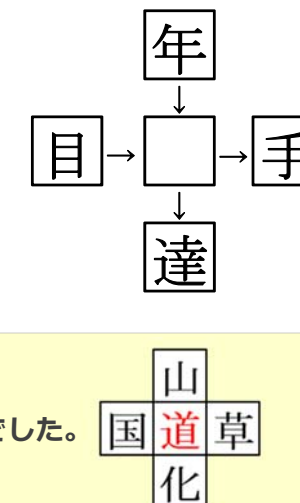
- JR西大路駅から徒歩5分
- 市バス202系統で西大路九条下車すぐ

今月のクイズ

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ作ってみましょう！
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

- ①年→□ ②目→□
 - ③□→達 ④□→手
- の4つの二字熟語が出来ます。

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前号 (No.153 平成30年12月号) の解答は【道】でした。

Q

2019年度税制改正大綱が発表されました。影響の大きい項目はありますか。

A

個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度（個人版事業承継税制）が創設されます。



2019年度税制改正大綱が先日発表されました。資産課税関係では、個人商店や小規模事業者等の廃業を防ぐための特例措置として個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度が創設されます。

事業を引き継ぐ際の土地・建物などにかかる相続税や贈与税を猶予します。

相続税については、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、相続又は遺贈（以下「相続等」）により事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した事業用資産の課税価額に対応する相続税の納税が猶予されます。

また、贈与税については、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、贈与により事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した事業用資産の課税価額に対応する贈与税の納税が猶予されます。

事業用資産は土地は400㎡、建物は800㎡までが対象となります。また、10年間の時限措置となります。

承継後も事業を継続することが条件となりますので、承継計画を都道府県に届け出て認可を受ける必要があります。承継計画とは、認定支援機関の指導・助言を受けて作成された事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画で、2019年4月1日から2024年3月31日までに都道府県に提出されたものを言います。

上記の改正は2019年1月1日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。



税理士 江後慎太郎

Q

住宅ローン控除の税制改正案が公表されたようですがその内容を教えてください。

A

消費税等の増税に伴い住宅ローン控除が拡充される見通しです。



< 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例（東日本大震災の被災者等に係る制度は別途）の創設 >

個人が、住宅の取得等（適用される消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等に限る。）をして平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合、適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額について、次の（1）又は（2）のいずれか少ない金額を控除できる特例が創設される。

- (1) 住宅借入金等の年末残高（4,000万円*を限度）×1%
- (2) 〔住宅の取得等の対価の額又は費用の額－その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等〕（4,000万円*を限度）×2%÷3

*認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合は、5,000万円

(注1) 「住宅の取得等」とは、居住用家屋の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等をいう。

(注2) 「住宅の取得等の対価の額又は費用の額」は、その住宅の取得等をした居住用家屋等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合は、その居住用家屋等の床面積のうちにその居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額となる。また、その住宅の取得等に関し、補助金等の交付を受ける場合又は直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等の適用を受ける場合であっても、その補助金等の額又はその適用を受けた住宅取得等資金の額は控除しない。

(注3) その他の要件及び控除額等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。



課長 牧本